



## 別表七(一)付表四の記載の仕方

1 この明細書は、法人が令第113条第5項（控除未済欠損金額の計算に係る特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額」  
〔別表七(一)付表一「8」-「12」〕

記載します。

(1) 別表七(一)付表一「8」に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を「別表七(一)付表一「8」」の金額から控除して計算します。

(2) 令第113条第5項第3号ロに規定する支配関係事業年度以後の事業年度に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第15条第1項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）に規定する震災欠損事業年度（以下「震災欠損事業年度」といいます。）がある場合には、当該震災欠損事業年度において生じた欠損金額のうち震災特例法第15条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額を「別表七(一)付表一「8」」の金額（当該震災欠損事業年度に係る部分に限ります。）から控除して計算します。